## **安心** して 暮らし続けるための



## 介護情報

在宅介護サービス 事業事務長 大曽 東子

## 介護保険のサービスって なにがあるの?

介護認定で、要支援か要介護の結果が出た場合に介護保険の利用ができます。サービスには在宅サービスと施設サービスがあります。

ヘルパー、訪問看護、リハビリ、デイケア、デイサービスなど自宅で生活しながら利用できるのが在宅サービスです。介護老人保健施設や介護老人福祉施設、グループホームなど入所するのが施設サービスになります。その他に、配食サービス、住宅改修や福祉用具も介護保険のサービスです。

介護の度合いにより1か月で利用できる限度があり、受けられるサービスの量が決まっています。福祉用具にも借りるものや購入

するものなど制限がありま すのでその都度、ケアマネ ジャーに相談して下さい。

次回は、どの様にサービス が利用できるかお話します。

